

第19回 JADA 発第042号
平成19年7月19日

Jリーグ チームドクター連絡協議会
ワーキンググループチーフ
日本体育協会公認スポーツドクター
吉本隆昌殿

財団法人日本アンチ・ドーピング機構
会長 黒田善雄



照会に対する回答について

平成19年7月12日付のお問い合わせにつき、以下のとおり回答いたします。

- (ア) FIFAとWADAの「世界ドーピング防止規程」の順守について
回答「2006年6月に開催された第56回FIFA congressにおいて合意したと報道されています」
- (イ) 2007年禁止リスト国際基準の禁止方法における禁止方法のM.2の事項における「正当な医療行為」としての点滴治療に対してTUEの提出が必要か否か。
回答「不要」
- (ウ) 上記M2.2の事項における「正当な医療行為」とは、現場で担当の医師の判断にゆだねられるか否か。
回答「現場の医師にゆだねられる」
- (エ) 5月のJリーグ事例が国際基準に照らして「ドーピング違反」とみなされるか否か。
回答「当該事例の詳細を知る立場にないが、Jリーグが本事例に対してドーピング違反とした主な根拠が記載の2事項であるとすれば、ドーピング違反とはみなされない。」

以上回答いたします。ただし、財団法人日本サッカー協会/Jリーグが本会に未加盟であること、またJADAとしてサプリメントの乱用を奨励するものではないことを付記いたします。